

第7回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要

2025年6月5日開催

2025年6月9日

第7回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（以下「WG」という）では、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」という）に基づく情報開示及び保証制度の導入に係るロードマップ（以下「ロードマップ」という）や、サステナビリティ情報に係る見積りの更新についての整理、さらに有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理などについて議論が行われました。また、サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ（以下「保証専門G」という）の座長より、これまでの保証専門Gでの議論の状況等について報告を受けました。WGの最後に、これまでの議論を踏まえた中間論点整理のたたき台について、次回のWGで議論をしたい旨の発言が座長よりありました。

サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

■サステナビリティ開示基準の適用対象・適用時期と保証

サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案については、これまでのWGにおいても議論されてきました。第7回WGでは、これまでのWGにおける議論や最近の海外の動向等を踏まえ、一部方向性を見直したロードマップ案（以下「今回のロードマップ案」という）が事務局から提案されました（図表1参照）。1年間とする」とされていましたが、今回のロードマップ案では、「適用開始から2年間とする」ことに変更されました（図表1の②参照）。

これまでのロードマップ案では、経過措置としての二段階開示は、「適用初年度の保証水準については、これまでのロードマップ案では、「保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討」とされていましたが、今回のロードマップ案では、「保証水準は限定的保証（合理的保証への移行の検討は行わない）」に変更されました（図表1の④参照）。さらに、SSBJ基準の適用時期については、これまでの基本線（詳細については次項「■開示基準の適用時期」参照）は変更ありませんが、プライム市場上場企業のうち時価総額3兆円未満1兆円以上及び時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業について、「適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応」という第6回WGで事務局から提案された方向性が、今回のロードマップ案に記載されました（図表1の①参照）。また、有価証券報告書の提出期限の延長や保証業務の担い手についても、これまでの議論を踏まえ、「引き続き検討」していくことが、今回のロードマップ案に記載されました（図表1の③及び⑤参照）。

図表1 サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案

① 開示基準の適用

- グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場であるプライム市場の上場企業に対し、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。これにより、グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進。
- SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、時価総額の規模に応じ段階的に進める。具体的には、
 - i. 時価総額3兆円以上の企業 : 2027年3月期
 - ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業 : 2028年3月期
 - iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業: 2029年3月期

からの適用開始を基本とし、① ii. 及び iii. の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応。

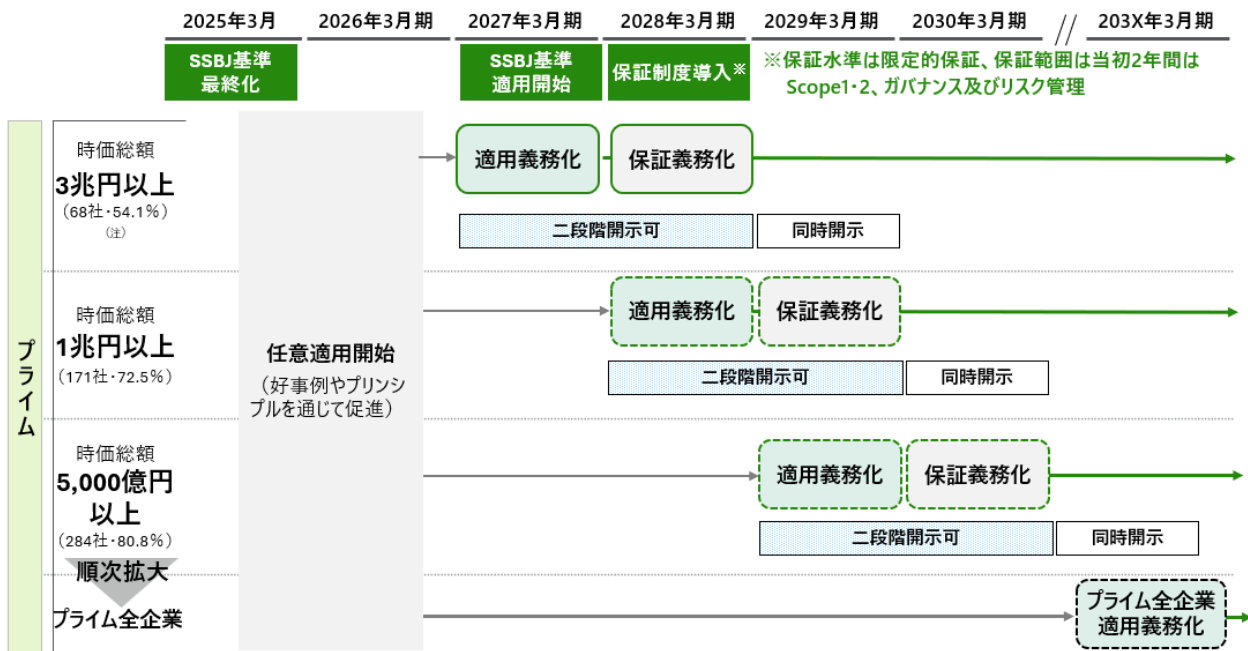
（注）時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。

- 経過措置としての② 二段階開示は、適用開始から2年間とする。
- ③ 有価証券報告書の提出期限の延長については、引き続き検討していく。

④ 保証

■ 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け。

■ 保証水準は限定的保証^④（合理的保証への移行の検討は行わない）、保証範囲は当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理
（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）とし、^⑤保証の担い手は本WGで引き続き検討。



(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）、実際は適用となる期の直前までの5事業年度末の平均値を用いる。

参考：金融庁ウェブサイト [第7回WG 事務局説明資料](#)（2025年6月5日）P.3

■ 開示基準の適用時期

SSBJ基準の適用対象及び適用時期については、これまでのロードマップ案において、プライム市場の上場企業のうち以下の基本線が示されていました。

- i 時価総額3兆円以上の企業については2027年3月期からの適用
- ii 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業については2028年3月期からの適用
- iii 時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業については2029年3月期からの適用
（時価総額5,000億円未満の企業への適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討（203X年3月期を想定））

第6回WGでは、欧州オムニバス法案の公表等、最近のサステナビリティ開示の国際的な動向を踏まえた対応として、事務局から「ロードマップについては、国際的な動向や保証の検討状況等を注視しながら、時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業への適用開始時期を2027年3月期とすること等を基本線としつつ、柔軟に対応していく」という方向性が提案されました。

これを踏まえて第7回WGでは、プライム市場上場企業のうち時価総額3兆円未満1兆円以上及び時価総額1兆円未満5,000億円以上の企業への適用時期は、「国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応」という方向性が、今回のロードマップ案に記載されました（図表1の①参照）。

委員からは、企業側の準備期間確保の観点から、柔軟に対応とするのではなく適用時期を明確化すべき、という意見が多く示されました。また、少なくとも時価総額1兆円以上の企業は、事務局の提案したスケジュール通りとすべきという意見や、今後の法令改正スケジュールについても、ロードマップに大まかにでも示してもらえると実務担当者が対応しやすい、などの意見も示されました。

■二段階開示・同時開示

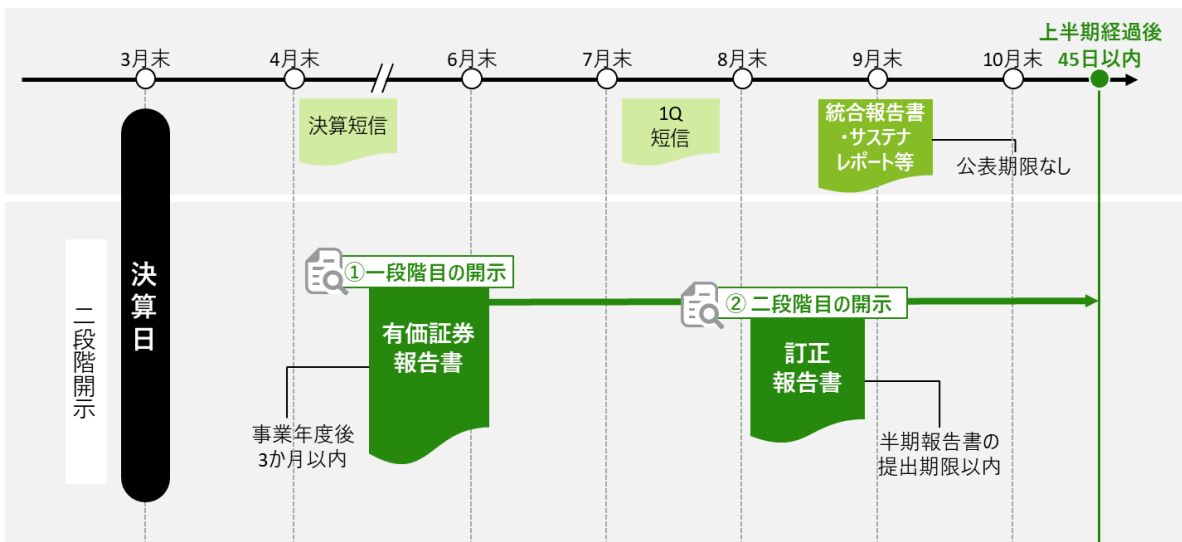
第2回及び第3回WGにおいて、有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に当たり、IFRSサステナビリティ開示基準（以下「ISSB基準」という）で認められている適用初年度の経過措置を日本においても採用し、適用初年度は二段階開示を認めること、その後、制度保証を受けて同時開示をする場合には、有価証券報告書の提出期限を延長する（事業年度後3カ月⇒4カ月）ことが検討されました。また、第6回WGにおいて、最近の国内外の動向を踏まえ、二段階開示の適用期間について議論されました。

これらを踏まえて第7回WGでは、事務局から以下のような方向性が提案されました（図表1の②参照）。

- 経過措置としての二段階開示については、WGでの意見や最近の国内外の動向を踏まえ、保証の導入初年度まで適用することができるよう、その適用期間をSSBJ基準の導入時期の翌期まで（2年間）とすることが適当と考えられる。
 - これによる国際的なサステナビリティ開示基準との同等性への影響^{（注）}は注視する必要があるが、SSBJ基準に基づく情報開示の円滑な導入をより優先することが適当と考えられる。
- （注）国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）では、各国の公的説明責任を有する企業の大半（most）に対して、ISSB基準と機能的に同等な自国基準が強制適用される時期を、「ISSB基準の完全な導入」と捉えている。我が国においては、プライム市場の時価総額1兆円以上の企業に対して開示基準が適用されることをもって「大半」を達成できると仮定し、かかる企業に対してSSBJ基準が導入される2028年3月期をもって「ISSB基準の完全な導入」がなされた時期とされたと考えていた。二段階開示を2年間とした場合、この時期が2029年3月期に後倒しされることが想定される。

委員からは、二段階開示の適用期間を2年間とすることに賛同する意見が多く示されました。一方で、財務情報とのコネクティビティを考えると保証が入るタイミングから同時開示が望ましい、という意見や、仮に2年間二段階開示をした場合、保証義務化初年度も二段階開示となるため整理が必要な課題もある、との意見や、同時開示の実現のために何ができるか精査が必要、という意見も示されました。

図表2 二段階開示のイメージ図



参考：金融庁ウェブサイト [第4回WG 事務局説明資料](#)（2024年10月10日）P.3

■有価証券報告書の提出期限の延長

第7回WGでは、有価証券報告書の提出期限の延長について「引き続き検討していく」という方向性が事務局から提案され、今回のロードマップに記載されました（図表1の③参照）。これは、これまでのWGの議論において、早期の情報開示を望む意見があったこと（特に財務情報の開示が遅れることに懸念あり）や、当初2年間の保証の範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理に限定する方向で検討されていること、欧州において比較的早期にCSRDに基づく情報開示が行われていることなどを踏まえたものです。

委員からは、有価証券報告書の提出期限の延長は、金融担当大臣からの有価証券報告書の株主総会前の開示（以下「総会前開示」という）の要請と矛盾し、市場を混乱させるものではないか、という意見や、有価証券報告書の提出期限の延長は有用と考えるが、総会前開示とサステナビリティ情報の同時開示を両立しようとした場合、株主総会の後ろ倒しが現実的な選択肢となり、その場合、株主名簿の確定にかかるコスト増や取締役の人事等の重要な意思決定の遅延等が想定されるため、慎重な検討が必要である、という意見、二段階開示を基本的な取り扱いとすることも一案ではないか、という意見などが示されました。

■合理的保証への移行の検討

サステナビリティ情報の保証水準については、これまでのロードマップ案では「保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討」とされていました。第7回WGでは、これまで議論を踏まえて「保証水準は限定的保証（合理的保証への移行の検討は行わない）」とすることが事務局から提案され、今回のロードマップ案に記載されました（図表1の④参照）。

委員からは、日本企業の国際的競争力を前提に考える必要があり、方向性を支持する、という意見が示されました。

■保証の範囲

第5回WGにおいて、保証制度の方向性として、「保証制度導入から2年間は保証範囲をScope1・2、ガバナンス及びリスク管理とし、3年目以降は国際動向等を踏まえて継続して検討する」ことが事務局から提案されました。今回のロードマップ案でも同様に、「保証範囲は当初2年間はScope1・2、ガバナンス及びリスク管理（3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討）」との方向性が示されています。

委員からは、基本的にはされる情報全体に保証していくことが最終的なゴールとして望ましく、その上で経過措置として当初2年間に限定していると理解している、という意見などがありました。

■欧州企業における開示例（CSRD開示における実務上の工夫）

第6回WGでは、欧州企業が期末日後2～3カ月以内に保証を受けてCSRD開示を行うことができている状況を踏まえ、CSRD開示における見積りの利用等、欧州の開示実務上の工夫が参考になるのではないか、などの意見がありました。

これを踏まえ、第7回WGでは、先行する欧州企業のGHG排出量の開示の以下のような事例（※）が、実務上の工夫として我が国においても参考になるとして、事務局から紹介されました。

（※）一部期間について見積りを利用している例や、一部拠点について見積りを利用している例、重要性の観点から測定拠点の範囲を特定している例など。なお、これらの開示例は、欧州企業が各企業に関連する事実及び状況を考慮し、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく開示を行った事例である。

委員からは、日本企業においても参考になる情報である、という意見が複数示されました。一方で開示情報はあくまでSSBJ基準に従ったものになると理解しているため、必ずしもこの事例が全ての企業に当てはまるものではなく、最終的な開示情報をどう作成するか判断は各企業が行うということを改めて留意いただきたい、という意見も示されました。

見積りの更新について

■見積りの更新に係る検討

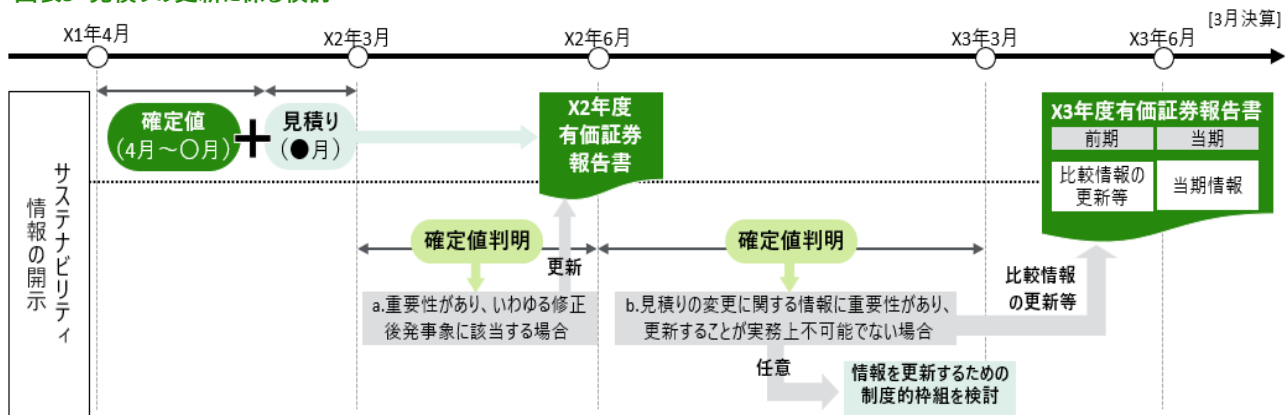
第6回WGでは、サステナビリティ情報に係る見積りの修正があった場合の訂正の考え方について、温室効果ガス（GHG）排出量の測定の場合を取り上げ議論されました。合理的な見積りを使用している場合には、事後的に確定値が判明しても、訂正報告書の自発的提出が必要となるわけではなく、翌期の有価証券報告書の比較情報の更新等を行えば足りるという考え方が事務局から示され、委員の賛同を得ました。また、委員からは、GHG排出量以外の見積りについても検討すべき、という意見や、後発事象との関係を整理すべき、という意見、見積りが更新された場合の開示のあり方を検討すべきといった意見が示されました。

これを踏まえ、第7回WGでは、見積りの更新の整理として、事務局から以下のような方向性が示されました。

- SSBJ基準では、関連する財務諸表の報告期間に係る数値の測定を求めているが、見積り（注）によることもできる（サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という）BC164項）。そのため、GHG排出量以外の数値の測定に見積りを用いることは可能と考えられる。
- サステナビリティ情報に係る見積りについて、その情報（確定値の判明）に重要性があれば、
 - a. 後発事象の対象期間（報告期間の期末後、公表承認日まで）に確定値が判明した場合には、財務情報と同様、当該確定値を反映した上で有価証券報告書を提出し（適用基準71項）、
 - b. 前年度の有価証券報告書の提出後に確定値が判明した場合には、翌年度の有価証券報告書の比較情報の更新等を行う（適用基準74項）必要があると考えられる。前回WGでは、上記b.の場合の訂正の要否を検討。
- なお、上記の場合、見積りに誤謬がなく、訂正報告書を提出する必要がない場合においても、比較情報による更新を待たずに情報を開示したいとの企業のニーズもあり得る。これに対応するため、有価証券報告書における見積り情報を更新するための制度的枠組を整備することも考えられる。

（注）ここで言う「見積り」とは、確定値が得られない場合に、一定の仮定や前提の下で推定された概算値を用いることを指す。

図表3 見積りの更新に係る検討



参考：金融庁ウェブサイト [第7回WG 事務局説明資料](#)（2025年6月5日）P.18

委員からは、見積りに誤謬がなく訂正報告書を提出する必要がない場合において、見積情報を更新する制度的枠組みを検討することに賛同する意見が多く示されました。しかし、その開示媒体については様々な意見（利用者側が予想できるため半期報告書が良い、臨時報告書を活用してはどうかなど）が示されました。

一方で、あえて制度的な枠組みを設けずとも、企業側の任意の考えによってウェブサイトや統合報告書等で確定値の適切な説明をすることで足りるのではないか、という意見や、任意の枠組みといっても情報更新をすることがデファクト化した時に、企業側に負担が生じるのではないか、という意見も示されました。また、見積りの更新を行うのは重要性がある場合であることを明確にすべき、という意見や、保証の取り直しが必要となると負担が大きいため、保証の取り直しが要求されるのは訂正報告を出す場合に限定し、半期報告書や有価証券報告書で確定数値を更新する場合には保証は不要ということを明確にすべきではないか、という意見も示されました。

有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理

■有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理

第3回WGでは、SSBJ基準に基づく開示の好事例の収集・公表等により企業の自主的な開示を促していく、という方向性が事務局から示され、委員から賛同を得ました。他方、SSBJ基準への準拠性の有無を明確にすべきとの観点から、「任意適用」、「部分適用」、「任意開示」といった用語について整理が必要との意見が委員から示されました。

これらを踏まえて第7回WGでは、有価証券報告書におけるSSBJ基準の適用に係る用語の整理として、事務局より以下のような提案がありました。

- SSBJ基準では、全ての定めに準拠しない限り、準拠表明はできないとされている
（参考）サステナビリティ開示基準のすべての定めに準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示がサステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない。（適用基準79項（抜粋））
- そこで、SSBJ基準への準拠性の有無を明確化するため、SSBJ基準の全ての定めに準拠して、金融商品取引法令に基づいて有価証券報告書において開示する場合のみを「適用」と定義することが適当であると考えられる。
- また、「適用」は、企業の属性や、SSBJ基準に準拠した開示を行う時期に応じて、以下のように整理される。
 - ・「強制適用」・・・適用を義務付けられている企業が適用時期に開示を行う場合
 - ・「早期適用」・・・適用を義務付けられている企業が適用時期を早めて開示を行う場合
 - ・「任意適用」・・・適用を義務付けられていない企業が開示を行う場合
- 他方、有価証券報告書においてSSBJ基準を部分的に参照して開示を行う場合や、統合報告書等の法令外の媒体においてSSBJ基準に準拠し、又は部分的に参照して開示を行う場合を「任意開示」と定義することが考えられる。「適用」は、企業の属性や、SSBJ基準に準拠した開示を行う時期に応じて、以下のように整理される

図表 4 用語の整理

	開示媒体	適用／適用外企業の別	開示時期	SSBJ基準との関係
強制適用	有価証券報告書	適用対象企業（注1）	法令上の適用時期	全ての定めに準拠
早期適用			法令上の適用時期より早期	
任意適用		適用対象外企業（注2）	－	部分的に基準を参照
任意開示	統合報告書等	－	－	
		－	－	全ての定めに準拠／部分的に基準を参照

（注1）時価総額5,000億円以上のプライム上場企業
（注2）時価総額5,000億円未満のプライム上場企業、スタンダード上場企業

参考：金融庁ウェブサイト [第7回WG事務局説明資料](#)（2025年6月5日）P.24

委員からは、概ね賛同する意見が示されました。また、統合報告書にSSBJ基準の全てを適用した場合と有価証券報告書におけるSSBJ基準を適用した場合は分けて整理することが良い、という意見や、統合報告書について、SSBJ基準に準拠していると任意適用なのか用語の使い方が難しい、という意見、ここまで整理する必要があるかどうか疑問、という意見も示されました。

保証専門Gの議論の状況のWGへの報告

■保証専門Gのこれまでの議論の状況

第7回WGにおいて、保証専門Gの堀江座長より以下についての報告が行われました。

- ・ サステナビリティ保証業務実施者に求められる規律のあり方に関する保証WGでの議論の状況（途中経過の報告）
 - ・ サステナビリティ保証業務の担い手などに関する保証専門Gの意見（※）
- （※）保証業務の担い手については、保証専門Gにおいて以下のような様々な意見が委員から示されたことが報告されました。
- ① 監査法人に限定すべきではない
 - ② 監査法人に限定すべき
 - ③ 当面監査法人に限定し、将来その他の保証業務提供者を含めることの要否を検討すべき
 - ④ その他

以上

参 考： [金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第7回）議事次第：金融庁](#)

- 関連記事： [第4回サステナビリティ情報の保証に関する専門グループの概要](#)
- [第6回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)
- [第5回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループの概要](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト・アジア・パシフィック・リミテッドおよびデロイト・ネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツリスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツコンサルティング合同会社、デロイト・トーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト・トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約30都市に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバー・ファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドはDTTLのメンバー・ファームであり、保証有限責任会社です。デロイト・アジア・パシフィック・リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア・パシフィックにおける100を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスで、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様の情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュート・マツリミテッド（DTTL）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバー・ファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバー・ファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得る損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバー・ファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>